

開催日時	平成25年10月23日 午後1時～同4時	開催場所	諫早文化会館大ホール (諫早市宇都町9番2号)
参加人数	410名	主催	長崎県労働災害防止団体等連絡協議会
		後援	厚生労働省長崎労働局、長崎県

長崎県産業安全衛生大会

長崎県産業安全衛生大会は、長崎県内の全産業の事業場、労働災害防止団体等の関係者が参集し、「労働災害ゼロを目指し、さらに健康で働きがいのある快適な職場づくりを進める」ことを目的として表彰、大会宣言、及び講演等を行う有意義な大会です。

本大会は、長崎県労働災害防止団体等連絡協議会が主催となり毎年開催され、本年度で15回目となります。

長崎労働局長安全衛生表彰

労働安全衛生法は、働く人の安全と健康を確保し、快適な職場環境をつくるため、事業主に労働災害の防止に取り組むよう定めています。

表彰は、一定期間無災害で、職場のリスクを低減する取組が特に活発に行われているなど、他の模範と認められる優良な事業場や団体、また、事業者団体の役員や学識経験者などで、長年にわたり安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体、又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功労者などをたたえます。

概 要

平成25年度長崎県産業安全衛生大会は、諫早市宇都町の諫早文化会館大ホールにて開催され、県内各地から経営首脳者、安全衛生担当者など410名が参加しました。

大会は、下記次第により実施されました。

- 1 開会のことば（（一社）長崎県労働基準協会会長）
- 2 代表挨拶（長崎県建設産業労働組合執行委員長）
- 3 行政挨拶（長崎労働局長）
- 4 長崎県産業労働部長祝電
- 5 表彰
 - ・厚生労働大臣表彰(披露)
 - ・長崎労働局長表彰
 - ・（一社）長崎県労働基準協会会長表彰
 - ・クレーン協会長崎支部長表彰
 - ・労働災害防止団体(会長)表彰 披露
- 6 大会宣言
(林業・木材製造業労働災害防止協会長崎県支部長)
- 7 講説「12次防における安全衛生対策」
(長崎労働局健康安全課長 井上健司)
- 8 特別講演「ギター和尚のお元気説法」
(上天草市・向陽寺住職 渡辺紀生 氏)
- 9 閉会のことば
(陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県副支部長)

本年度、長崎労働局長表彰を受賞された事業者は次のとおりです。

(開会のことば)



(行政挨拶)



(講 説)



平成25年度 長崎労働局長 安全衛生表彰受賞者

1 長崎労働局長 優良賞（安全衛生活動の取組が優れており、他の規範となる事業場に対して贈られる賞） 3社

受賞者名・代表者・所在地など	表 彰 の 理 由
ジェイエイ ^{きたきゅうしゅう} 北九州くみあい ^{しりょう} 飼料 株式会社 長崎工場 ^{ながさきこうじょう} （佐世保市干尽町） TEL 0956-32-1245	平成10年10月23日以降、休業災害なし。 労働者数50人未満ではあるが、安全衛生委員会の運営ほか安全衛生管理体制の確立、各種安全パトロールの実施、外部講師依頼によるフォークリフト安全講習会やリスクアセスメントの実施、工場の作業環境改善を徹底するための「改善提案制度」の運営及び墜落防止対策の徹底等、労働災害防止に積極的に取り組んでいること。 健康診断について、要再検査者には100%再検査を受診させていること。 （平成18年長崎労働局長奨励賞受賞）
西 ^{にしにっぽん} 日本プラント工業 株式会社 松浦事業所 ^{まつうらしきじょうしょ} （松浦市志佐町） TEL 0956-72-1205	平成20年10月2日に不慮災害が発生して以降、無災害。 安全衛生管理体制を整備し、PDCAサイクルにより安全衛生管理計画の実施を行っていること。 リスクアセスメントについては、特に重篤な労働災害が発生するおそれのある作業を特危作業として位置付け、災害防止対策を重点的に検討するなど、安全対策の効果的な実施に向けた取組みを行っていること。 安全専任者を配置し、各現場の指導援助及び安全衛生教育を行わせているほか、自社で職長教育が実施できるよう体制を構築し、計画的に実施していること。 各種安全衛生活動に事業所長自らが積極的に関与していること。 （平成15年長崎労働局長奨励賞受賞）
長 ^{ちやうりょう} 菱ハイテック 株式会社 （諫早市貝津町） TEL 0957-26-0917	平成13年12月15日以降、休業4日以上労働災害の発生なし。 毎年、全作業員に対して各自の作業におけるリスクアセスメントを実施し改善状況を管理するほか、作業開始前のリスクアセスメントKYの実施及び外部研修会への参加等、リスクアセスメントの実施に積極的に取り組んでいること。 安全パトロールにおいては、着眼点、実施項目を周知するとともに、一覧表で改善状況等を管理していること。 作業グループごとに労働災害防止のための「見える化ボード」を作成し、リスクアセスメントKY、労働災害再発防止対策等に活用していること。 （平成18年長崎労働局長奨励賞受賞）

（注1）リスクアセスメントとは、労働安全衛生法第28条の2に規定されている事業者の行うべき調査等であり、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法をいいます。

2 長崎労働局長 奨励賞（安全衛生活動の取組が他の規範となる事業場に対して贈られる賞） 6社

受賞者名・代表者・所在地など	表彰の理由
<p>株式会社 <small>ながさきせいふけんせつ</small> 長崎西部建設 （長崎市玉園町） TEL 095-822-8501</p>	<p>平成 20 年 1 月 18 日以降、施工現場（含む協力会社）を含めて休業災害の発生なし。 店社と施工現場が一体となって労働安全衛生マネジメントシステムの運用・推進に取り組んでいること。 労働者 50 人未満であるが、安全衛生委員会の開催ほかの安全衛生管理活動を実施していること。 各施工現場には、自社労働者を 2 人以上配置し、1 日 2 回以上の現場巡視ほか、元方事業者の安全衛生管理の徹底を図っていること。 「ヒヤリハット運動」「一声かけ合い運動」を積極的に実施する等の労働災害防止の取組を実施していること。</p>
<p><small>かみごとうそうごう</small> 上五島総合サービス 株式会社 （南松浦郡新上五島町） TEL 0959-52-4736</p>	<p>20 年以上無災害を継続。 安全衛生委員会の設置、作業部署に対応した安全衛生管理規定の策定と運用、災害防止協議会の設置等、協力会社を含めた安全衛生管理体制を確立し、PDCA サイクルに準じて運営、継続していること。</p>
<p><small>ちようこうさんぎやう</small> 長興産業 株式会社 （長崎市三原） TEL 095-846-0021</p>	<p>平成 15 年 6 月 23 日以降、無災害。 労働者 13 人であるが、安全衛生管理規定、安全衛生管理計画等に基づき、適正に安全衛生管理活動を実施していること。 事業主自らが店社パトロールの運営を行う等、安全衛生管理活動の向上を図っていること。 創意工夫と労使協力による安全衛生活動を行い、労働者の意識高揚につながっていること。リスクアセスメントにも取り組んでいること。</p>
<p><small>きゅうでんさんぎやう</small> 九電産業 株式会社 <small>あいのうらじまうしよ</small> 相浦事業所 （佐世保市光町） TEL 0956-48-4161</p>	<p>昭和 60 年 4 月 1 日以降、無災害。 労働者 12 人ではあるが、安全衛生管理規定、年間安全衛生管理計画を整備し、安全衛生委員会に準じた「職場安全懇談会」を毎月開催する等、安全衛生管理体制を確立し安全衛生管理に積極的であること。 各種安全パトロールの実施と事後措置の実施、協力会社と一体になった安全衛生活動の推進、安全衛生教育研修計画の推進、リスクアセスメントを円滑に推進させるための勉強会・実務研修会等を実施していること。 労働者の安全意識を向上させるための各種取組も実施していること。</p>

<p>株式会社 久田組 ひさたぐみ</p> <p>(平戸市下中津良町) TEL 0950-27-0039</p>	<p>平成 19 年 11 月 17 日以降、不労災害を含め労働災害の発生なし。 安全衛生管理体制の構築をはじめ種々の安全衛生管理活動は、経営トップ自らが積極的に行い、労使一体となって積極的かつ組織的に運営していること。 土木工事においては、自社が施工する全ての工種においてリスクアセスメントを取り入れた安全衛生管理活動を展開していること。 事業場において毎月実施している安全衛生大会には、全労働者が参加しており、事業場全体としての安全衛生に関する意思の統一を図っていること。 毎日、社長、常務及び各現場の監督者が出席する打ち合わせを実施し、前日の結果、安全管理状況及びヒヤリハット事例などを報告させ、その後実施する各現場での朝礼で周知を図るなど、トップダウン及び各現場間の水平展開も積極的に実施していること。</p>
<p>株式会社 星野組 ほしのぐみ</p> <p>雲仙グリーンロード瑞穂大橋 うんぜん みずほおおはし 作業所 きぎょうしょ</p> <p>雲仙グリーンロード 2 期地区 うんぜん きちく 落橋防止工事 (その 7) らっきょうぼうしこうじ</p> <p>(雲仙市瑞穂町) TEL 0957-77-2947</p>	<p>工事開始後、無災害を継続中。 工種ごとにリスクアセスメントを実施していること。 工事に係る交通誘導において第三者行為災害及び交通誘導員の労災防止のため、デルタクッションの設置など設備的な対策を講じていること。 その他、つり足場の風対策など創意工夫による安全衛生対策を講じていること。</p>

(注 2) 労働安全衛生マネジメントシステムとは、厚生労働大臣が公表した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づき、経営トップが職場の安全衛生に係る方針を表明し、PLAN (計画) DO (実施) CHECK (評価) ACT (改善) というサイクル (PDCA サイクル) を継続的に実施し、事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とした安全衛生管理の仕組みをいい、建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS : コスモス) は、同指針に基づき、建設業固有の特性を踏まえた安全衛生管理の仕組みのことをいいます。